

2021年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

新型コロナウイルスによる未曾有のパンデミックの中で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され、国民は感染への不安、経済的困窮、行動の制約と自粛を求められ、不自由な日々を過ごしています。

相談支援活動は全国各地で、愛知でも行われました。生活困窮の広がりや医療体制の崩壊など、国民生活が窮地に陥っている事例が多数可視化され、緊急の対応が求められました。

パンデミックは、新自由主義の下で、格差と貧困の拡大、医療や社会保障制度の弱体化、脆弱化の実態を鮮明にしました。世界的に社会の在り方が問い直されており、日本でもコロナ後の社会について、自己責任を押し付ける社会ではなく、地域でつながって住み続けられる社会づくりへの模索がすすめられています。コロナ危機に対応する国の財源を大企業や富裕層に応分の負担を求める動きが各国で広がりつつあります。

政府は、消費税を財源にする病床削減推進法、高齢者の医療費窓口負担2倍化法の強行成立等、医療をはじめとした社会保障抑制策を財界・大企業の欲求そのままの暴走を加速してきました。国民のいのちと暮らし最優先へ政治の転換が求められています。

42年間のキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、地域住民の命と暮らしを守る自治体として役割発揮をお願いし、自治体での具体化と国への要望提出等ご協力をいただきました。ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料など

①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

(回答) 給付実績の推移を考慮し保険料を設定しているため、8期中の見直しは行いません。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。

(回答) 新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免は、国の財政支援の基準で実

施しています。減免制度の拡充については、国から示される基準に合わせて進めてまいります。

③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)国から示される基準を参考に、介護保険事業計画推進委員会の意見を伺いながら検討してまいります。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(回答)国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。

⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

(回答)国の補助制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。

★(2)介護保険サービス

①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。

(回答)対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービスを提供しております。

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」の一方的な押しつけや、期間を区切った打ち切りはしないでください。

(回答)現行相当サービスの利用にあたっては、対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービスを提供しております。

③自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

(回答)国の制度に基づき進めてまいります。

④多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

(回答)国の制度に基づき進めてまいります。

(3)基盤整備

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

(回答)介護保険事業計画推進委員会のご意見を伺いながら検討してまいります。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

(回答)特例入所が必要な方に対し、適切な広報を行うとともに、利用者の状況や希望等も踏まえて、特例入所を実施しております。

(4)高齢者福祉施策の充実

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

(回答)平成24年度から地域の見守り、日常生活の援助、サロンの実施等による交流の場の創出等を実施する地域支えあい活動登録団体に対し、交付金を支給しており、現在26団体が活動中です(令和3年8月1日現在)。また、認知症カフェは、まなぶん横須賀において、ケアラズカフェを毎週火曜日から土曜日に開催しております。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

(回答)住宅改修・福祉用具購入については、受領委任払いを実施していますが、高額介護サービスについては、複数サービス事業所を利用した場合が想定されるため、実施して

いません。

★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

(回答)補聴器購入費の補助につきましては、年齢に関係なく、障害者総合支援法において、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害がある方に補助しておりますので、それ以外の補助の考えは現在のところございません。

★(5)介護人材確保

①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

(回答)国の制度に基づき検討してまいります。

②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

(回答)国の制度に基づき検討してまいります。

★(6)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

(回答)すべての要介護認定者について、障害者又は特別障害者控除の対象としております。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

(回答)すべての要介護認定を受けた方に、該当した場合は障害者控除の申請を行うように知多北部広域連合から勧奨通知を送付しております。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

(回答)平成30年度より愛知県が国民健康保険の財政運営の主体となり、現在は県の枠組みの中で国保の運営を行っているところです。県は、県内国保の統一的な運営方針を示しており、その中で、国保財政を安定的に運営していくため赤字を解消・削減し、法定外の一般会計繰入金を減らしていく方針としております。

本市としましても県の方針に合わせ、税率等の見直しなどに取り組んでいきたいと考えており、一般会計からの繰入額等については、国の考え方や県内市町村の動向などから、増は考えておりません。

★②保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)国民健康保険に関する基準等については、県内で標準化、統一化を目指していくこととして平成30年度から県単位化を始めたことから、東海市独自の、現行の減免制度の拡充及び新規の減免制度の実施は考えておりません。

★③18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

(回答)国民健康保険に関する基準等については、県内で標準化、統一化を目指していくこととして平成30年度から県単位化を始めたことから、今のところ市の独自事業として減免を行う予定はございません。

★④新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。コロナ特例減免の適用要件について、前年収入をコロナ以前の2019

年または、2020年より3割以上減少した場合としてください。

(回答)新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の保険料減免制度につきましては、国から示された指針に沿って実施しているものであり、減免分については国からの補助を受けることで補填されておりますので、適用要件等を拡充して減免を行う予定はございません。

★⑤新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

(回答)国民健康保険加入者に対する、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われた方に対する傷病手当金の対象として事業主は含まれています。また、国から示された指針により、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐことを目的としたものであるため、今のところ、新型コロナウイルス感染症以外の傷病による傷病手当金の支給は行う予定はありません。

★⑥資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

(回答)国保事業は、国民皆保険の柱であり、医療給付と負担は共に公平でなくてはならないものと考えております。このため、理由もないのに国保税を納めていただけない方については、資格証明書を交付しております。特別な事情のある世帯には、弁明書等を提出していただくことにより、既存の保険証を発行しております。

★⑦保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

(回答)国保税滞納者については、生活実態把握のため、また、納税機会確保のため、定期的な面談が必要との考えから、短期保険証を交付しております。3か月ごとの保険証更新時に、生活状況、納付状況を確認し、個々の生活実態に合った納付をお願いしております。差押えにつきましては、処分可能財産がある場合に限り、処分を行っております。また、預貯金、給与等の差し押さえに際しては、国税徴収法で禁止されている差押禁止額を控除した金額を差し押さえするなどの配慮をしております。

⑧一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(回答)一部負担金の減免規定の拡大については、そのための財源が必要となること等の影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。また、制度については、市の広報に掲載、国保課窓口でのご案内等行うことにより周知を図っております。

⑨70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

(回答)令和2年5月診療分(令和2年9月案内分)から簡素化を実施しております。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、

地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください

(回答)滞納処分に際し、国税徴収法に規定する差押禁止財産を差し押さえすることはありません。また、預貯金、給与等の差し押さえを執行する場合には、差押禁止額相当分を控除した額を差し押さえるなどの配慮をしております。納税折衝の際には、生活状況や収支状況を確認し、地方税法で定められている納税緩和措置を適用するなど、個々の状況に対応しております。

4. 生活保護について

★①新型コロナ禍における生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自治体への行政たらいまわしは行わないでください。

(回答)生活保護は国民生活の最後の切り所であり、新型コロナ禍に関わらず、相談者の状況をお聞きし、保護の必要な方には適切に対応しております。

②生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。

(回答)生活保護は国民生活の最後の切り所であるということを十分に認識しておりますので、面接相談においては、真摯な態度で相談に応じており、親切丁寧に法の趣旨や制度概要の説明を行うとともに助言を行っております。そして保護の必要な方には適切に対応しており、申請権の侵害は行っておりません。

★③扶養義務者への扶養照会をしないでください。

(回答)扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」と定められており、要保護者に扶養義務者の存否を確認し、扶養照会を実施しております。要保護者等からの聞き取りの結果、「扶養義務の履行が期待できない」と判断された場合など、状況によっては扶養照会しないこともあります。基本的に扶養照会は必要なものであり、今後も実施していきます。

④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

(回答)住居のない方で生活保護の申請をされた場合、一旦、申請者の意向を聞き取り、個室の無料低額宿泊施設に入所していただきますが、居住生活支援事業も利用しながら居宅で生活ができるよう支援しております。

★⑤ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、担当者の研修を充実してください。また、「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

(回答)現在、ケースワーカーは8人で全員正規職員であり、社会福祉法で定める定数に達している状況です。また、担当者の研修については、愛知県や愛知県社会福祉協議会が主催する研修会への参加や、定期的なケース検討会議を実施し、質の高いケースワークが行えるよう、日々業務に当たっております。

★⑥エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

(回答)新規受給者については家庭訪問による実態調査を行い、エアコンの有無の確認をし、エアコンが無い場合は基準額の範囲内で設置できるよう支援しております。また、既存の受給者はほとんどの世帯で設置されている状況であり、設置されていない方についても設置できるよう適切に支援しております。また、夏期手当については、生活保護法に支給する規定がないため、市独自で支給するこ

とは考えておりません。

5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)東海市は、県の助成制度に加え、子ども医療で18歳到達の年度末までの通院医療費の助成など、市独自の内容で医療費助成を実施しています。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

(回答)東海市は、県の助成制度に加え、令和4年4月1日から18歳到達の年度末までの通院医療費現物給付を実施する予定です。また、16歳到達の年度開始から24歳到達の年度末まで、入院医療費の助成(償還払)を実施しています。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

(回答)東海市は、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者を対象に全疾患の入通院医療費の助成、精神障害者保健福祉手帳3級所持者を対象に精神疾患の入院医療費の助成、また、自立支援医療(精神通院)対象者に精神疾患の通院医療費の助成を実施しています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

(回答)東海市は、県の助成制度に加え、市単独事業としてひとり暮らし高齢者、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者を対象とした全疾患の入通院医療費の助成などを実施しています。

- ⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

(回答)東海市は、母子健康手帳の交付を受けている妊婦に対して、健やかな児童の出生を図るための医療費について助成を実施しています。

6. 子育て支援について

(1)子どもの貧困対策計画の策定・推進

- ①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

(回答)現在「子どもの貧困対策支援計画」は策定していませんが、既に策定している県や他市町の事例を参考に計画策定について調査研究してまいります。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

(回答)ひとり親世帯等に対する自立支援計画の策定及び自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等の実施・拡充については、県や他市町の状況を踏まえ、調査研究してまいります。

- ③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPO やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

(回答)家庭学習が十分でなく、学習習慣が身に付いていない市内在住・在学の中学生を対象にした学習支援教室を平成30年(2018年)8月から開催しております。生徒の居場所をつくるとともに、学習習慣を身に付けることで基礎学力の向上を目指すことを目的とし、無料で学習を支援する場を市内南北2か所で提供しております。また、こども食堂への支援は、愛知県が基金を活用し、「子ども食堂推進事業費補助金」とし

て、食堂開設等の支援を開始しておりますのでご理解ください。

(2) 就学援助制度の拡充

- ① 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

(回答) 平成25年8月に生活保護基準の見直しが行われたことを受け、就学援助を受けている世帯に影響がないよう、平成26年度より認定基準を生活保護基準の1.2倍未満から1.3倍未満に変更しております。また、令和3年度より税制改正に伴い所得の算定方法が変更となりましたが、今までと差が生じないように対応しております。対象基準につきましては、近隣市町の状況等を踏まえて検討してまいります。

- ② 年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

(回答) 年度途中でも申請できることは、ホームページや学校を通じて周知をさせていただいており、転入者や経済的に困りの方には、その都度、市役所窓口や学校から案内するように徹底しております。支給内容につきましては、近隣市町の状況等を踏まえて検討してまいります。

★(3) 子どもの給食費の無償化

- ① 小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

(回答) 学校給食法(昭和29年6月3日法律第160号)第11条第2項により学校給食費は学校給食を受ける児童又は生徒の保護者(学校給食法第16条に規定する保護者)の負担となっておりますので、給食費を無償にすることにつきましては考えておりません。

また、生活保護世帯等、経済的に困窮していると認められた方を対象に就学援助制度を行っておりますが、多子世帯に対する支援などについては考えておりません。

- ② 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。

(回答) 就学前教育・保育施設等の給食費については、国による幼児教育・保育の無償化制度を踏まえた運用を実施しており、全ての就学前教育・保育施設等の給食費を無償化することは検討しておりません。

ただし、無償化以前の利用料負担を上回る世帯がないよう、これまで市が独自で実施してきた、年齢制限がない第3子保育料無償化の施策を、副食費にも同様に適用することにより、国による免除対象範囲を上回った運用をしております。

(4) 保育施策の抜本的拡充

- ★① 公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

(回答) 公立施設の民間への移管は考えていませんが、老朽化している施設も多くなっているため、市内の保育需要等を見据えながら、民間活力の導入を含め、適切な保育の受け皿整備について検討を進めていきます。

- ★② 認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。

(回答) 民間事業者への施設整備補助を実施し、令和3年4月までに保育所1園、認定こども園2園、小規模保育事業所10箇所が開所しており、令和4年4月に新たに小規模保育事業所1箇所が開所できるよう施設整備補助及び公募を行っております。認可外保育施設等の認可化については、当該施設からの要望があった場合には、市内

の保育需要等を踏まえ判断することとなります。なお、令和4年4月に私立幼稚園1園が認定こども園に移行する予定です。

- ③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

(回答)愛知県が実施する実地指導調査に同行する形で実態把握に努めています。なお、保護者からの情報提供や施設事故の発生等、企業主導型保育事業による保育施設の運営状況に疑義が生じる場合等については、市の指導保育士による巡回指導を行う体制を整備しておりますが、巡回指導を行う必要があると判断した事例は近年ではありません。

- ④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

(回答)1歳児及び2歳児における配置基準については、最低基準の6:1に対し、原則5:1で上乘せ配置しています。面積基準については、最低基準に準じた取り扱いとしています。また、民間保育事業所について、最低基準以上の基準を求めることは検討しておりません。

- ⑤職員の処遇について、公私間格差を是正してください。

(回答)民間保育所等における職員の処遇については、国が定める施設型給付費等の公定価格において、処遇改善加算が設定されてきたなど、近年改善が図られているものと認識しています。市としては民間保育所等に対する施設型給付費等の情報提供、加算申請等を通じて支援しており、公私間格差を是正するための市独自の措置を実施する予定はありません。

7. 障害者・児施策について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してください。

(回答)グループホーム等の拡充については、市内の社会福祉法人と相談しながら進めてまいります。

- ②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

(回答)本人や家族又は指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画に基づき必要とする時間を支給しております。

- ③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

(回答)通学をはじめ、通園や通所のような継続的な支援につきましては、サービスの目的と合致しないことから、原則、対象外としております。

- ④居宅介護(ホームヘルプ)利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分にかかわらず認めてください。

(回答)入院時のコミュニケーション支援サービスは、平成28年度から開始しました。その他の入院中のサービスについては、国の指導に基づき、病院が利用を認めた場合は実施していきます。

- ⑤障害者・児の利用料を原則無償とし、「応能負担」となるよう国に働きかけるとともに、自

治体としても補助をしてください。また給食費など、福祉として必要なことも無償になるようにしてください。

(回答)令和元年(2019年)10月から開始された幼児教育・保育無償化に伴い、小学校就学前の3年間については、児童発達支援等の障害児通所支援は利用者負担額が無償となっております。その他につきましては、現時点で利用者負担額を補助及び無償にするといった市単独の制度を実施する予定はありません。

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」せず、要介護認定の申請がないことを理由に障害福祉サービスを打ち切らないでください。そして、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。また、障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定で非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減しないでください。

(回答)国の通知により、介護保険制度を優先しておりますが、障害者の必要性に応じ、介護保険で不足するものについて障害福祉サービスの支給決定を行っております。

- ⑦障害者が生活するグループホーム等の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

(回答)グループホーム等の夜間体制について、要望書の提出や補助等の予定はありません。

- ⑧安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるよう、障害福祉の基本報酬を、日割単価制度を廃止し、月額単価制度になるよう国に要請し、自治体でも補助してください。

(回答)現時点で国の動向を注視しているところでございます。要望書の提出や補助等の予定はありません。

- ⑨地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。

(回答)現時点で国の動向を注視しているところでございます。要望書の提出や補助等の予定はありません。

8. 予防接種について

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

(回答)流行性耳下腺炎の任意予防接種については、乳幼児期に必要な予防接種の種類や数が増加し複雑化してきているため、健康被害の面も考慮しなければなりませんので、定期予防接種に位置づけられる等、国の予防接種に対する施策が必要となってきます。今後も引き続き、国の動向や近隣市町の状況等の情報収集に努め、予防接種事業を進めてまいります。

子どものインフルエンザワクチンの任意予防接種については、平成29年度から中学3年生及び高校3年生等の接種に対して補助制度を開始しました。

麻しん(はしか)、帯状疱疹ワクチンの任意予防接種に対する助成につきましては、現在のところ、市として実施する予定はありません。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実

施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

(回答)高齢者用肺炎球菌ワクチンは、平成26年10月1日からの定期接種化に伴い、66歳以上の定期接種対象者以外の方についても定期接種対象者の方と同様の自己負担額 1,100 円で接種できるようにしています。生活保護を受けられている方は自己負担額を無料としています。それ以外の方の自己負担額を無料にする予定は現在のところ、ありません。2回目の接種については、国で2回目の有効性について検討されているところであり、現在のところ、市として独自で任意予防接種の対象とする予定はありません。

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

(回答)産婦健診の助成については既に平成29年8月から、2回実施しております。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

(回答)現在、妊婦には母親教室で、産婦には月2回歯科健診を実施しています。かかりつけ歯科医を持つ目的では個別方式が望ましいと考えますが、産婦は赤ちゃん相談の日に合わせ便宜を図っています。

③保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

(回答)保健師は毎年保健事業等の実施状況に応じて増加を要望しています。歯科は対象が「ゆりかごから墓場まで」と年齢範囲が広く、むし歯や歯周病等歯科疾患の罹患者率が高率であり、歯科医療費は全疾患の上位を占め、期待される予防活動は歯科衛生士1人では賅いきれません。複数配置は必須であり、本市でも毎年要望しています。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

(回答)現時点では、国の動向を注視しているところでございます。要望書等の提出の予定はありません。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

(回答)保険者支援等の制度については、今後の国の動向を見ていきますが、現在のところ要望書等の提出予定はありません。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

(回答)年金の繰り下げ請求ができますので、要望書等の提出予定はございません。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

(回答)国の制度に基づき検討してまいります。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

(回答)令和4年4月1日より18歳年度末まで入通院の医療費を助成する予定です。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。

(回答)東海市障害者自立支援協議会等で上記問題について協議をしています。現時点では、要望書の提出の予定はありません。

⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

(回答)市としては、県の緊急事態宣言の発出を受けて、主に感染リスクの高い高齢者や介護施設等への支援策を行っており、今後も医療・介護・福祉・保育等への感染症対策の支援を進めてまいります。

2. 愛知県に対する意見書

(1) 福祉医療制度について

①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

(回答)令和4年4月1日より18歳年度末まで入通院の医療費を助成する予定です。

②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

(回答)東海市は、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者を対象に全疾患の入通院医療費の助成、精神障害者保健福祉手帳3級所持者を対象に精神疾患の入院医療費の助成、また、自立支援医療(精神通院)対象者に精神疾患の通院医療費の助成を実施しています。要望書等の提出の予定はありません。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(回答)東海市は、県の助成制度に加え、市単独事業としてひとり暮らし高齢者、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者を対象とした全疾患の入通院医療費の助成などをいたしております。要望書等の提出の予定はありません。

(2) 国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

(回答)現時点では、県の動向を注視しているところでございます。要望書等の提出の予定はございません。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について

①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。

(回答)県では、事業を営む中小企業の方々の事業資金を融資する制度及び、医療機関での医療従事者に対する慰労金を交付する事業を進めており、本市としては、9月補正予算で市内医療機関に対する支援として感染対策用物品の配布を予定しております。その他について、本市として、実施する予定はありません。

②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。

(回答)現時点で国の動向を注視しているところでございます。補助等の予定はありません。

せん。

- ③地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。

(回答)知多半島区域地域医療構想推進委員会での議論について、市としても注視してまいりたいと考えております。